

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

うるおいのある水辺空間と良好な生活環境の創出

2 地域再生計画の作成主体の名称

静 岡 県
浜 松 市

3 地域再生計画の区域

浜松市及び静岡県浜名郡新居町の区域の一部（浜名港及び村櫛漁港）

4 地域再生計画の目標

浜松市は、商工業を中心とした活発な産業活動のもとに、人口60万人を擁する県下有数の都市として、また、県西部の中核都市として飛躍的な発展を遂げてきた。そして、平成17年7月1日、周辺11市町村と合併し、浜名湖や遠州灘、さらには、天竜川や北遠の山々等の自然に恵まれた新「浜松市」が誕生した。

浜名港及び村櫛漁港は浜松市に面する浜名湖に位置し、アサリ採貝業、小型定置網漁業の湖内漁業の他、浜名湖と遠州灘が繋がる今切口に近い立地条件を活かして沿岸漁業が盛んに行われている。特に浜名港は背後に中核都市の浜松市や豊橋市等の消費地を擁し、東名高速道路により中京地域が短時間で結ばれることから、鮮魚や水産加工品の供給基地として発展してきた。

しかしながら、近年、湖口を固定し漁船の安全な航行を確保する目的で今切口に整備された導流堤の前面で堆砂が促進し、浅瀬が形成されるようになったため、多少のウネリでも巻き波砕波が発生し、漁船の航行に支障が生じ漁業活動を脅かす事態となっている。

また、導流堤により西向き沿岸漂砂が遮断されるため、下手側にある新居海岸の侵食が進行している。今後侵食がさらに進行した場合、背後地の人命や資産にまで影響を及ぼす可能性がある。

こうした状況を解消するため、本計画において航路浚渫を行い、漁船の安全航行の確保を通じた漁業活動の活性化と養浜による砂浜の再生を図る。

一方、当地区は漁場とともに、釣り、潮干狩り等の観光漁業を通じて多くの人々が豊かな海の環境に触れることのできる海洋レジャーの場として利用されている。

一般的に海洋レジャーが盛んになるにつれて、プレジャーボートの不法係留が問題となるが、当地区においても小型レジャー船をはじめとした放置艇が、平成8年当時全体で約6,500隻あり無秩序係留、騒音、ゴミ、違法駐車等により地域の景観を著しく阻害していた。

係船杭による暫定係留施設を整備したことにより、地区内の放置艇はほとんど解消され、秩序ある利用環境に生まれ変わったが、暫定措置は原則として平成22年度までとされており、また、一部で恒久係留施設の整備が遅れているものの既に恒久係留施設の係留予定者が決定していることから、県・市、それぞれが受け持つ暫定係留施設の恒久化を早急に行うことが急務となっている。

よって本計画において恒久的な係留施設を整備することにより、水面の適正な利用を通じた海洋レジャー産業の発展を図る。

(目標1) 暫定係留389隻の恒久化

(目標2) 航路浚渫による出漁機会率8%向上

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

暫定係留施設の恒久化を図るため、浜名港に384隻、村櫛漁港に5隻の恒久係留施設を建設しうるおのいのある水辺空間と地域景観の向上を図る。

また、漁船の安全航行を確保し、漁業活動の健全化を図るため航路浚渫を行うとともに、侵食が進行している新居海岸に輸送し砂浜の再生を図る。

なお、浚渫に際しては学識経験者、行政からなる「遠州灘沿岸侵食対策検討委員会」で審議した結果、浚渫量を増加する必要があるとの結論に至った。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

「施設の種類と事業主体」

- ・港湾施設（浜名港） 静岡県
- ・漁港施設（村櫛漁港） 浜松市

「整備量」

- ・港湾施設…係留施設、航路
- ・漁港施設…係留施設、航路

「事業期間」

- ・港湾施設 平成17年度～平成24年度
- ・漁港施設 平成18年度～平成23年度

「事業費」

- ・総事業費 1,465,800千円
 - 港湾施設 1,392,000千円（うち交付金556,800千円）
 - 漁港施設 73,800千円（うち交付金 36,900千円）

5-3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

平成17年度から平成24年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし静岡県が状況を調査、評価し、公表する。
またプレジャーボート係留施設の恒久化に際しては、必要に応じ事業の内容の見直しを図るため、県・浜松市・周辺1市1町及び浜名湖総合環境財団による「浜名湖水域利用推進調整会議」を開催し、施設の整備状況について検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

航路浚渫については、浚渫後のモニタリング調査等を実施し、今切口周辺の漂砂メカニズムの解明を図り、恒久的なサンドバイパスシステムの検討を進める。

(添付資料)

目次

- (1) 地域再生計画見取図
- (2) 地域再生計画工程表及び内容
- (3) 整備計画平面図
- (4) 地域再生計画イメージ図